【環境関係】

令和６年５月、第六次環境基本計画が閣議決定された。同計画では、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」等を目的とし、脱炭素、循環経済、自然再興等の施策の統合・シナジー等の政策展開を行う旨規定されている。

国においては、同計画についてあらゆる機会を通じて広く国民への普及に努め、地方公共団体と緊密な連携の下、各種施策を展開すること。

１　総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行について

（１）「第５次循環型社会形成推進基本計画」等に基づく諸施策の充実

令和６年８月、「循環経済を国家戦略に」を副題とした、「第５次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。同年 12 月には「サーキュラーエコノミーへの移行加速化パッケージ」が取りまとめられ、これらに基づく各種施策が実施されていることに加え、本年４月には改正資源有効利用促進法が完全施行されたほか、「循環経済行動計画」が関係閣僚会議で決定されたところであり、資源循環の取組の一層の加速が期待される。

循環型社会の形成に向けて、国、都道府県、市町村、事業者など多様な主体がそれぞれの役割分担の下、連携して取組を進めることが必要であり、特に大きな役割を果たしている地方公共団体や事業者に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

（２）不適正ヤード対策

令和８年６月 19 日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」の施行にあたっては、規制対象物品や許可対象事業者の範囲を政令で厳密に定め、地域で混乱が生じないよう、通知やガイドライン、国による説明会の開催等を通じて、関係者に対し十分かつ速やかな周知を図るとともに、許可申請の集中への対応及び地方公共団体における施行のための準備等に要する時間を考慮し、施行までの期間の確保又は経過措置の設定等を行うこと。

また、法の施行に合わせ地方公共団体において新たな事務が発生するため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を見直す等、地方公共団体の事務負担の軽減に十分に配慮するほか、既に制度を設けている地方公共団体の事例を参考に、技術的支援とともに人件費を含めた財政的支援を確実に講ずること。

（３）ＰＣＢ廃棄物等の適正な管理及び処理の促進

令和８年６月 19 日に公布された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」という。）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」の施行にあたって、すべてのＰＣＢ廃棄物等の適正な管理及び処理に向けて以下のとおり実効性のある処理促進策を実施すること。

ア　「ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に係る事務の執行及びＰＣＢ廃棄物等の適正な管理及び処理に係る指導等に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。さらに、ＰＣＢ廃棄物の処理に係る行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援を確実に講ずること。

イ　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の閉鎖にあたっては、地元自治体に配慮し、一日も早く安全な施設解体を完了させるとともに、新たに発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物について、安全かつ確実に処理できる体制を速やかに整備すること。また、高濃度ＰＣＢ廃棄物を処分する際には、事業者に対する処分費用等の支援措置を維持すること。

ウ　低濃度ＰＣＢ廃棄物について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、実態把握の促進及び処理体制の充実・多様化を図ること。また、低濃度ＰＣＢ廃棄物についても、適正な処理を推進するため、事業者に対する処分費用等の支援措置を維持すること。加えて、保管事業者が不明・不存在かつＰＣＢ使用の疑いのある廃棄物については計画的に処理が行われるよう国において早急に検討を行うこと。

エ　低濃度ＰＣＢ使用製品について、廃棄物となる場合を見据え、電気事業法の届出対象となっている製品を含め、トレーサビリティ確保に向けた仕組み（使用製品の実態を把握するための全国統一的なシステム等）を構築するなど、確実な処理につながる体制を整備すること。

オ　ＰＣＢ使用の疑いのある製品についても、計画的に処理が行われるよう早急に実態把握を行うとともに、処理方針を示すこと。

カ　ＰＣＢ廃棄物等の適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

（４）災害廃棄物処理体制の構築

大規模な災害の発生に備えるため、令和８年６月 19 日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」や令和６年能登半島地震等における対応も踏まえ、災害廃棄物処理を横断的に調整・支援する専門支援機関を速やかに確立し、効果的に運用するとともに、都道府県を越えた広域処理体制の構築等を国が中心となって積極的に進めること。また、廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入れ容量確保に向けた指定制度の創設にあたっては、指定により民間の廃棄物最終処分場の通常の事業に支障を来すおそれがあることから、適切な容量確保のため、指定を受けた者に対するインセンティブを検討すること。

（５）大規模不法投棄等への対応

近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の大規模な不法投棄等の不適正処理案件の新規発生はピーク時と比較すると減少傾向にあるものの、根絶には程遠い状況であり、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。

このため、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金については、令和５年６月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援のあり方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が令和４年度末で失効したことを受け、同法に基づく環境大臣の同意を得た事業については令和５年度から特定支障除去等維持事業として５年間を上限とする財政支援が開始されているが、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために都道府県等が実施する事業に対し、継続的な国の財政支援を実施すること。

（６）廃棄物処理法に基づく罰則の強化

産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為を行った者に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対しても、十分な抑止力となるよう、罰則規定を強化すること。

（７）ごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の更新（循環型社会形成推進交付金の確保・拡充）

平成９年以降のダイオキシン類対策のために、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一時期に集中して整備・改修されたごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。循環型社会形成推進交付金について、市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。また、国の方針に沿ってさらなる広域化・集約化を実施する際は、施設整備を伴わない単独の解体事業についても支援すること。

（８）国民への普及啓発、生産者への働きかけなど３Ｒの推進

廃棄物の適正な処理に向けて廃棄ルール等に関する必要な情報を周知するなど、広く国民に対して、「３Ｒ＋Renewable」の普及を図ること。

また、拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、生産者に対しより一層の取組を働きかけるとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

（９）太陽光パネルリサイクルの推進

太陽光パネルについては、発電事業終了後のメガソーラー等の発電設備の放置や不法投棄等が懸念されている。「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」の施行にあたっては、再資源化の実施について実効性を担保するとともに、規制対象とする多量排出者等の要件や、排出実施計画に対し命令・勧告を行う判断基準を早期に明らかにすること。また、リサイクル事業者の育成の推進、リサイクル技術開発、処理ルートの整備への支援を行い、リサイクルコストの低減を進め、リサイクルが選択される環境整備を進めるとともに、2030 年代後半以降の太陽光パネル大量廃棄に備え、現状では設置情報を入手する効果的な手段がない非ＦＩＴ/ＦＩＰの太陽光パネルについても国の責任において状況把握を行った上で、段階的な規制強化を着実に進めること。併せてペロブスカイト等の次世代型太陽電池についてはリサイクルを前提とした技術開発を行うこと。

太陽光発電設備が放置された際に、総合判断説では廃棄物であるか否かを判断することが困難な場合があるため、廃棄物と判断されない場合であっても、太陽光発電設備が放置され、緊急的な対処が必要になった場合に対応できるよう、国において原状回復等の体制整備とそのための資金確保を図ること。

(10) プラスチックリサイクルの推進

令和７年８月においても、プラスチック汚染対策条約の合意が見送られたところであるが、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に貢献する取組を世界の先頭に立って推進していく観点からも、プラスチックごみの削減につながる取組、再生可能資源への転換をより一層進めるとともに、使用済プラスチック等の省CO_2リサイクルシステムを早急に構築すること。なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応に伴い、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村への支援の充実や、自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

また、使用済プラスチックを再原料化することで、廃棄物の削減と化石燃料使用の低減により多くのCO_2排出削減が実現できるケミカルリサイクルは、循環経済において大きな役割を果たすことが期待されることから、事業者の技術開発支援や分別・回収を行う市町村への財政援助等の体制づくりを進めるとともに、資源有効利用促進法に基づく識別表示制度の対象拡大や、材質記号のより分かりやすい表示に向け取り組むこと。

(11) 食品、電気電子機器廃棄物、小型家電リサイクルの推進

ア　食品

令和７年３月に策定された「食品リサイクル法に基づく基本方針」における目標達成に向けて食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵となることから、国民に向けた分かりやすい普及啓発などに取り組むこと。

イ　電気電子機器廃棄物

電気電子機器廃棄物（E-waste）について、我が国の優れた再資源化技術・設備の活用など資源効率性の向上に取り組むとともに、３Ｒ推進や地方公共団体への支援の充実に努めること。

ウ　小型家電

有用金属の再資源化徹底のため、既存宅配網などを活用することで、サーキュラーエコノミーを見据えた広域的な回収処理制度を検討すること。なお、検討にあたっては、離島等の条件不利地域が不利益を被らないよう配慮すること。

(12) 再資源化事業等高度化法の適正な施行

昨年 11 月に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が全面施行され、再資源化事業等の高度化に係る計画の認定を受けた事業者に対して、廃棄物処理法の特例が適用されることを踏まえ、当該事業者等に対して都道府県が改善命令、措置命令等を行う事態となることのないよう、国において立入検査などにより十分な指導を行うこと。

また、特定産業廃棄物処分業者からの国への報告内容については、地域の資源循環を促進する上で貴重なデータであるため、都道府県に対し詳細なデータを提供すること。

(13) 海洋ごみ対策

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って対応すべき問題であるため、以下について取り組むこと。

ア　最終的な処理責任の所在が国であることを明確にした上で、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理ルールを確立すること。

イ　海岸漂着物等の回収・処理及び普及啓発等の発生抑制対策への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合も含め、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。
ウ　プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、河川ごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。
エ　海岸漂着物等の回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にすること。
オ　マイクロプラスチック(微細なプラスチック)を含むプラスチックごみに　ついては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

(14) 船舶の適正管理の推進と処理体制の強化

適切に管理されない放置艇及び沈廃船は、油流出などの海洋汚染を招くほか、特にＦＲＰ船は、その素材の特性から、適正に処理される必要があるが、所有者不明や所有者の負担能力の欠如により、それらへの対応が自治体の負担となっている。このような状況を踏まえ、適正な管理・処分を所有者自らが確実に行うために船舶の保管場所確保を義務付ける制度を整備するとともに、所有者が不明になった場合に備え、船舶購入時等にあらかじめ負担する廃船デポジット制度を創設し、自治体負担のない持続可能な処理体制を推進すること。

(15) リチウムイオン電池等の適正処理の推進

令和７年 12 月に、国において取りまとめた「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく各種施策について早期かつ着実に実行すること。

また、すべての製造業者に対する自主回収・再資源化の徹底等の拡大生産者責任の強化や、廃棄物処理施設に係る火災損害支援制度の拡充など、制度の見直しを図ること。

２　生物多様性保全対策、自然公園の利活用等の推進について

（１）生物多様性の保全等

生物多様性条約第 15 回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及びこれを踏まえて策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられた取組を進めるため、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略の改定及びそれに基づく生物調査並びに「30by30 目標」の達成に向けた取組等に地方交付税措置を含めた必要な支援を行うこと。

特に、令和７年４月に施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく自然共生サイトの認定等を推進するため地方公共団体が行う取組に対し、必要な支援を行うとともに、マッチングなどを通じて地域における民間企業等の生物多様性保全の取組を促進すること。

また、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化及びデータの標準化やオープンデータ化による利便性の向上を図るとともに、生物多様性の価値の定量評価手法を確立するなど地方公共団体における政策や民間企業の意思決定に活用できる仕組みを国として整備すること。そのほか、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物種を対象に都道府県が実施する種の保存や生息・生育環境の保全に関

する施策等に対して、十分な財政措置を含めた支援を進めること。
さらに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動や継続的な取組に繋がる制度創設を行うこと。

（2）特定外来生物対策

攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。
また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の改正に伴い、都道府県や市町村等の役割が規定されたため、防除の判断基準や効果的な防除方法を明確に示すこと。
さらに、地方公共団体が講じる特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための措置等に対し、特定外来生物防除等対策事業交付金等の十分な財政措置を講ずるとともに、防除対象種の繁殖期や生態を踏まえ、地方公共団体が効果的・効率的な防除を実施できるよう国の交付金事務の迅速化及び柔軟な運用を図ること。

（3）国立・国定公園等の受入れ環境の上質化、自然公園の施設整備等

関係人口の創出や地域の暮らしの再建の観点からも、国、都道府県及び市町村や民間事業者等関係者が一体となって国内外からの誘客を更に推進していく必要がある。そのため、景観を著しく損ねている廃屋の撤去や電線類の地中化をより一層促進し、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図るため、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業等のハード事業や国立公園における感動体験・アドベンチャートラベル創出事業等のソフト事業において、対象に国定公園や都道府県立自然公園、ラムサール条約登録湿地等を加え、長距離自然歩道等のロングトレイルとの連携を強化するなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。
また、自然公園については、その豊かな自然や景観等が地域の重要な観光資源であることに加え、2030 年の「30by30 目標」の達成に向けて、今後自然公園の新規指定や大規模拡張が進められ、これまで以上に施設整備が必要となることなどから、平成 16 年 12 月 27 日付け「自然公園等事業の改革について」の自然環境局通知により明確化された国と地方の役割分担に基づき、国立公園の特別保護地区及び第１種特別地域内の公園施設については、国直轄による主体的な整備を徹底するとともに、当該整備に必要な十分な予算を確保すること。また、地方公共団体が行う自然公園の施設整備に対し、自然環境整備交付金の充実など積極的な財政支援を行うとともに、公園区域の拡張等の公園計画見直しに向けた自然環境調査等の実施に係る技術的・財政的支援制度を創設すること。加えて、自然災害の激甚化・頻発化により、利用施設等の被害が増加していることから、既存施設の防災・減災対策や新規施設の整備等にも積極的に財政支援を行うこと。
さらに、官民連携の取組を一層加速し、自然公園の積極的な活用を進めるため、先進事例の共有や技術的な助言などにより都道府県の取組を支援すること。

３　野生鳥獣対策

全国においてクマ類（ツキノワグマ・ヒグマ）をはじめとした野生鳥獣の出没・被害が過去に例のない規模で急増していることから、以下について対策を講じる

こと。

（１）鳥獣被害防止総合対策交付金や指定管理鳥獣対策事業交付金、特別交付税措置などの必要な予算を確保・拡充するとともに、国の「クマ被害対策パッケージ」を踏まえ関係省庁が連携した支援を継続的に実施すること。

（２）生活被害・人身被害の防止及びその対応に不可欠な人材の確保・育成並びに体制の強化への支援を行うこと。

（３）クマ類の個体数管理においては、国が主体となったモニタリング調査等を継続的に実施するとともに、他の野生鳥獣にかかる生息実態調査への支援、被害防止対策や狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。

（４）国立公園や国有林、防衛省施設用地など国の管理地内においては、国自らによる生息状況把握・捕獲の強化や市町村等に対する捕獲許可への柔軟な対応を行うなど、都道府県の鳥獣管理施策と一体的に進めること。

（５）国が主体となって先進的技術等も活用した効果的な侵入防止対策を確立するとともに、対策に必要な技術的・財政的支援の充実・強化を図ること。

（６）国のクマ被害対策パッケージで示されたガバメントハンターについて、その定義、都道府県と市町村における役割分担、任用の在り方を明確にするとともに、継続的な支援を行うこと。

（７）野生鳥獣対策は、銃器の使用が効果的である一方、住民の安全確保が求められることから、行政と警察の連携が欠かせない。クマ出没時及び緊急銃猟時の住民の安全確保への協力等への対応が都道府県警や管轄警察署によって異なることがないよう、国において、全国の先進的な取組等を踏まえた対応基準を明確に示すこと。

（８）緊急銃猟を行うハンターについて、刑事責任を払拭する具体的かつ明確な国の見解を公表すること。

４　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）対策の推進について

有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においてそのうちＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳが規制対象とされたほか、令和５年 12 月には国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）が発がん性分類においてＰＦＯＳの分類をグループ２Ｂ（ヒトに対して発がん性がある可能性がある）に、ＰＦＯＡの分類をグループ１（ヒトに対して発がん性がある）に位置付けるなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

国では、令和８年４月からＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを水道法における「水質基準項目」に引き上げ、水道事業者等に定期的な水質検査の実施や濃度が基準値を超えた場合の改善を義務付けている。

一方、ＰＦＡＳの健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等は未だ十分とはいえないことから、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

また、米国では飲料水中のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて、日本の水道水における水質基準値を大幅に下回る規制値が定められていると承知している。

こうしたことを踏まえ、以下の取組により、国の責任においてＰＦＡＳ対策の更なる充実・強化を図ること。

（１）実効性のあるＰＦＡＳ対策を推進するため、地方公共団体から意見を聴取する場を設置する等、地方公共団体の意見を十分に反映させること。

（２）公共用水域及び地下水の水質調査など地方公共団体等が行う取組に対し、十分な財政措置や技術的支援を講ずること。

（３）引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、血中濃度と健康影響の関係性の研究を推進するなど、人への影響を早急に明らかにし、得られた知見について、速やかに情報提供すること。

（４）水道水、公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、環境中の挙動を解明すること。

また、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ等の検査については、直接注入-LC-MS/MS 法を追加する等、結果把握の迅速化や作業の効率化を図ること。

（５）公共用水域及び地下水でＰＦＯＳ及びＰＦＯＡによる汚染が発見された場合における科学的知見（環境中での挙動等）に基づく排出源特定のための調査や汚染の拡散防止等について、具体的な方法を早急に示すこと。

（６）令和５年７月に示された土壌中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。

また、土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止、拡散防止及び浄化対策）の検討を進めること。

（７）地方公共団体が実施する調査において公共用水域や地下水のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡによる汚染が人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれが確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する制度を構築すること。さらに、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う制度の構築を検討すること。

また、事業場の設置者等が実施する地下水等の調査において、汚染が確認された場合に地方公共団体への迅速な報告を促す制度の構築を検討すること。

（８）地方公共団体が実施する排出源の特定調査において、排出源の候補として米軍関連施設が考えられる場合には、日本政府として米国側に必要な情報開示を強く求めるなど、調査に協力すること。

（9）ＰＦＡＳの農畜水産物への蓄積の状況とメカニズム及びそれを介した人への影響を早急に明らかにし、必要な対策を講じること。あわせて、肥料の原料となる下水汚泥の評価指標の検討を進めること。

また、調査に関連する情報の発表に際しては、農畜水産物に対する過度な不安や風評被害が生じないよう、十分に配慮すること。

(10) ＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤等について、泡消火設備の点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、泡消火薬剤等の交換に要する費用支援制度を創設するなど、ＰＦＯＳ等による環境汚染を未然に防止する取組を加速すること。

５　大気環境保全対策の推進について

（1）ＰＭ２．５対策

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。

また、大陸からの黄砂の飛来や火山の噴火などによる広域的なＰＭ２．５濃度の上昇に対しては、地方公共団体が個々に注意喚起を行うのではなく、国が気象情報とともに国民に情報提供を行うよう、「注意喚起のための暫定的な指針」の見直しを行うこと。

（2）光化学オキシダント対策

光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、地方公共団体の試験研究機関や大学などとの連携を強化し、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。

（3）自動車排出ガス対策、給油所対策

自動車ＮＯx・ＰＭ法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を継続するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型ＳＳ認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器の導入を促進するため、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

（4）アスベスト対策

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

ア　令和８年１月１日から有資格者による実施が義務付けられた工作物の事前調査について、広く周知を行うこと。

イ　技術講習会等の実施に要する費用、石綿事前調査結果の確認等に対する人件費、石綿含有建材の分析体制の整備等に対して十分な財政措置を講じること。

ウ　近年の大規模災害時における課題を踏まえ、災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策が迅速に実施できる体制が構築されるよう、地方公共団体への支援を行うとともに建築物石綿含有建材調査者等のアスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を行うこと。

エ　建築物等の吹付材以外も含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。また、事前調査方法について、必要な設計図書等がない場合であっても、事業者が的確に事前調査を実施できるよう、具体的かつ現実的な方法を国として示すこと。

オ　中皮腫などの石綿による健康被害については、発症まで 40 年程の期間があり、今後、さらに患者数が増大することが推測されることから、石綿対策に関連する法令等を分かりやすく整理した上で、中・長期的な視点で当該法令等を遵守することの重要性について国民への丁寧な周知を行うこと。

カ　石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などのアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。